



議案第十九号

三朝町町営事業分担金徴収条例の一部改正について

次のとおり三朝町町営事業分担金徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法

(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十八年三月十一日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾八年参月廿参日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

三朝町町営事業分担金徴収条例

三朝町町営事業分担金徴収条例（昭和三十九年三朝町条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号の次に次の四号を加える。

三 土地改良法による県知事の認可手続きを省略することができる土地改良事業（以下「認可省略土地改良事業」という。）

四 農村基盤総合整備事業（土地改良事業を除く。）

五 地区再編農業構造改善事業（土地改良事業を除く。）

六 農村地域農業構造改善事業（土地改良事業を除く。）

第三条第一項の表を次のように改める。

一 水道事業	当該事業の施行により給水その他の受益を受けるもの	当該事業に要する経費のうちから国又は県からの補助金及び町債の額を除いたものを超えない範囲内
--------	--------------------------	---

二	給水事業	同右	同右
三	認可省略土地改良事業	当該事業の施行により特に利益を受けるもの	当該事業に要する経費の額から補助金の額を除いたものを超えない範囲内
四	農村基盤総合整備事業	同右	同右
五	地区再編農業構造改善事業	同右	同右
六	農村地域農業構造改善事業	同右	同右

第三条第二項を次のように改める。

2 前項の分担金の賦課基準は、給水及び農用地等の面積並びに施設の利用率その他当該事業の施行によつて受ける利益を勘案して町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十七年度事業から適用する。